

# 五泉市農業委員会

## 令和4年 第5回 定例総会議事録

会議開催 令和4年 5月31日(2) 午後 2時00分  
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

### 出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

### 欠席委員

無し

### 関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地転用事業変更承認申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

議案第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8. 報告事項

報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

報告第 2 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 4 年第 5 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 4 年 第 5 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、19 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 3 番 今井聡 委員、4 番 亀山公子 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長 2 番 渡辺清滋 委員から報告してもらいます。

調査班長（渡辺清滋 委員）

はい議長。議席番号 2 番、現地調査班 渡辺です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 5 月の農地パトロールを実施しまし

た。

本日9時30分から私ほか、高橋 委員、久保 推進委員、森山 推進委員と事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、横町2丁目、不動堂、論瀬、一本杉、村松地区では、村松字山王前、宮野下等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。  
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。  
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。  
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。  
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数2件で、売買が1件、賃貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積421㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

5ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は、賃貸借の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田7筆、合計面積3,843㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡辺清滋 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は村松字山王前地内の休耕畑で、番号2番は論瀬地内の田及び休耕田と休耕畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

小泉和吉 委員 はい。

議長 はい、小泉委員。

小泉和吉 委員

11番、小泉です。はじめての4月の総会は付いていくのがやっとならしたけども、前回は売買に関して議案書に金額が書いてありました。昨今、個人情報・プライバシー等、やかましい状態ですので、これはいかななものかな、と私はそう思いましたし、この資料の処分とか無くしたとかとなると詐欺師等の大変おいしい材料となります。

ということで、どうしても載せなければならない理由があるのなら伺いたいですけども、その点についてお願いします。

議長 事務局。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 小泉委員の質問にお答えします。議案書でございます。委員の皆さま、推進委員さんも含めてですけども、今回の申請に係る取引内容、全てを隠すことなくお知らせするために議案書には金額まで、或いは貸し借り、お米でのやり取りであれば俵数まで全て記載するという事となっております。

従いまして、いまご指摘のありましたとおり個人情報のかたまりでございますので、この議案書の取り扱いにつきましては十分にご注意いただきたいという事でありまして、他の方に見せないでいただきたいという事が一つ。

それと、これ1年間続きますと結構な量になります。ですので、処分される際も適切に人の目に触れないように処分していただきたいという事でありまして。

ただ、これを個人で処分するという事はなかなか難しいという事もありますので、適当な数がたまったところで農業委員会の事務局、村松事務所でも本庁でも結構ですので、お持ちいただければ全てこちらの方で回収しまして厳重に処分したいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

議 長        はい。いかがでしょうか。

小泉和吉 委員

はい。どうしても載せなければならないという義務はない訳ですよ。

議 長        もう少し詳しくお願いします。

小泉和吉 委員

金額を掲示しなければならないという規則はない訳ですよ。であれば、口頭での説明でも良いんじゃないかと私は思いますけども。

議 長        事務局。

阿部係長    はい、お答えいたします。いま金額を消して口頭で良いかという事ではありますが、ちょっと今お答えすることができないものですから、研究、検討させていただいて、またご報告したいと思います。

小泉和吉 委員

あの、質問されたら答える、という形でもよろしいんでないかなと思います。以上です。

議 長        はい。ありがとうございました。貴重なご意見承りました。検討させていただきます。他にございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長        無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長        挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長    はい、議長。

議 長        阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は総数1件となっております。

9ページをご覧ください。番号1番は太陽光発電設備設置のための一時転用で、令和元年に許可を受けたものでありまして、3年に一度申請することとなっているため、実質的には更新であります。

申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「かぼちゃ」を作付するものであります。転用面積は畑1筆694㎡のうち、支柱の50本分、1.57㎡であります。

22ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア - (イ) - c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電設備用地としての一時転用については、認められているため、やむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清滋 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は一本杉地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数1件で、計画者の継承が1件となっております。

25ページをご覧ください。番号1番は集合住宅建築敷地として昭和48年に転用許可を受けておりましたが、計画の履行ができなくなったため、計画を次の方が譲り受けるものであります。計画そのものの内容については5条許可申請も併せて提出されていますので、議第4号で説明いたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数4件で、売買2件、賃貸借2件であります。

35ページをご覧ください。番号1番は先ほどご承認いただきました、農地転用事業計画変更承認申請と併せて申請されたもので、横町2丁目地内の田1筆、面積264㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。

42ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、都市計画用途地域内のため、第3種農地となります。第3種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

35 ページに戻っていただき、番号 2 番は宮野下地内の畑 1 筆、面積 366 m<sup>2</sup>を宅地の拡張、具体的には庭および雪捨場にする永久転用案件で、売買となります。

48 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ- (ア)」であります。申請地は、宮野下地内の第 1 種でも第 3 種にも該当しない第 2 種農地で、小規模の生産性の低い農地であり周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

35 ページに戻っていただき、番号 3 番と番号 4 番はひとつの案件となります。

不動堂地内の田 3 筆、合計面積 7,096 m<sup>2</sup>を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

55 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア- (イ) -c」であります。申請地は、不動堂地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

35 ページに戻っていただき、番号 5 番は一本杉地内の田 1 筆、面積 802 m<sup>2</sup>を砂利採取場のための搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。

62 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア- (イ) -c」であります。申請地は、猿和田地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 はい。ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清滋 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は横町 2 丁目地内の造成済みの田で、番号 2 番は宮野下地内の休耕畑、番号 3 番と番号 4 番は不動堂地内の田で、番号 5 番は一本杉地内地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

加藤健一 会長代理 はい。

議長 加藤代理。

加藤健一 会長代理

事務局に聞きますけども、40 ページの公正図と 41 ページの〇〇さんの土地、40 ペ

ージは宅地になっていますけど、41 ページは田になっています。これはどちらなんですか。

議 長 事務局。

阿部係長 ご指摘についてお答えします。40 ページの〇〇番地が宅地と書いてありまして、41 ページは田と書いてあるものであります。こちらは宅地でございます。お詫びして訂正いたします。

議 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

67 ページの議案番号4番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号4について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

67 ページをご覧ください。番号4番は新規の利用権設定の案件です。

番号4番は合計面積4,131㎡。これらを議案書記載の依数で貸し借りするものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 4 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 4 番は、原案のとおり決定されました。**関係委員**は、入室して下さい。

(**関係委員** 入室)

議 長 続きまして、80 ページの議案番号 11 番は、**関係委員**が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(**関係委員** 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

80 ページをご覧ください。番号 11 番は利用権設定の再設定案件です。

番号 11 番は合計面積 5,484 m<sup>2</sup>。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 11 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 11 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、82 ページの議案番号 15 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

82 ページをご覧ください。番号 15 番は利用権設定の再設定案件です。  
番号 15 番は合計面積 1,043 m<sup>2</sup>。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです  
この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 15 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 15 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 4 番、議案番号 11 番、議案番号 15 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 20 件、その内、賃貸借の新規は 4 件、再設定は 16 件の申し出がございました。

65 ページからをご覧ください。議案番号 4 番を除く、番号 1 番から 3 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、面積 2,950 m<sup>2</sup>。番号 2 番は、合計面積 1,980 m<sup>2</sup>。番号 3 番は、合計面積 10,860 m<sup>2</sup>。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、68 ページをご覧ください。番号 11 番、15 番を除く番号 5 番から 20 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 4 番、議案番号 11 番、議案番号 15 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 4 番、議案番号 11 番、議案番号 15 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

次 長 はい、それでは、私の方からご説明いたします。

91 ページをご覧ください。「令和 4 年度の最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。こちらは、昨年までは「当年度の目標及びその達成に向けた活動計画」という名称でしたが、本年度より「最適化活動の目標の設定等」に変更となりました。

内容については、大きく変わった点はございません。

「Ⅰ 農業委員会の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）」「1 農業委員会の現在の体制」はご覧のとおりで、農業委員が 19 名、農地利用最適化推進委員が 29 名となっております。

「2 農家・農地等の概要」ですが、農家数と農業者数については直近の 2020 年農業センサスの数値で変更ありません。認定農業者の経営体数は 393 で昨年より 14 の増、うち基本構想水準達成者が 20、認定新規就農者は 6 で、いずれも昨年と同数でした。農業参入法人はファーム泉の 1 経営体であります。

92 ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積 5,100ha に対し、これまでの集積面積が 2,774.42ha、集積率は 54.40%となっております。「②目標」ですが、4 月総会で承認いただいた最適化指針により、農地の集積の目標年度が令和 8 年度、集積率 80%、集積面積は 4,080ha を目標とし 5 年間で達成を目指します。単年度当たりの新規集積面積が 261ha、今年度末の集積面積累計が 3,035.42ha、集積率 74.40%が目標となります。

「(2) 遊休農地の解消」「①現状及び課題」ですが、草刈り等により直ちに耕作することが可能となるいわゆる緑区分の遊休農地面積は 0.37ha となっております。

こちら、令和 8 年度末までに「ゼロ」を目指し、引き続き遊休農地率 1%以下を維持することを目標としています。

93 ページ、「(3) 新規参入の促進」「①現状及び課題」ですが、令和元年度に 1 経営体、令和 2 年度は 2 経営体、令和 3 年度は 0 経営体の新規参入がありました。「②目標」ですが、本年度から様式が大きく変更された点で、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の権利移動面積の合計の平均を記載するもので、3 ヶ年平均で 362.46ha、その 1 割が 36.25ha となり、かなり高い目標面積となりました。

「2 最適化活動の活動目標」「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、月 7 日が最適化活動の目標となります。こちらの日数については、今月の 17 日に新潟県農業会議の担当者が巡回訪問した際に日数について指摘があり、すでに皆様にお知らせしているとおり、交付金交付の要件となる月最低 6 日以上最適化活動を目標日数としていただきたいというご説明をさせていただきました。

それに対して、県内の他の農業委員会が月 10 日の目標日数としているところが多いため、あくまで目標は月 7 日とし、それを上回る月 8 日以上活動があった場合、交付金の評価点が良くなるので 8 日以上を目指すよう指導がありました。

昨年の最適化活動日数が4日で、今年は倍の8日となりますが、新潟県農業会議の担当者の方の話では、今年から交付金の算定が活動の成果より、日数により大きな評価をするようになってきているので、8日という日数だけみれば負担に感じますが、農地パトロールに明確な時間の規定はないので、お手数をおかけしますが外出する際には、月8回以上担当区域の農地を調査していただきたいと思います。

「(2) 活動強化月間の設定目標」は、年2回計画しております。

8月の市内一斉の農地パトロール後の9～11月を強化月間とし、利用意向調査を実施し、遊休農地の解消を目指します。1～2月にも農地集積に向けて強化月間を予定しておりますが、詳細については未定となっております。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」ですが、年4回予定されている新規就農チャレンジフェアのいずれかに農業経営後継者対策委員会の委員2名が参加する予定となっております。

5月総会で承認された後は、市のホームページを使って公表を行い、国に報告することになりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

小泉 和吉 委員 はい。

議長 はい、小泉 委員。

小泉 和吉 委員

11番、小泉です。4月の活動を終えて、活動記録簿を提出したんですけど、事務局に「1番」は活動日数に入らないと言われてまして、「2番」から「5番」を活動の目標として欲しいと言われてたんですけどでも、この総会自体も活動には入らないんですか。

次 長 活動には入るので記録簿に書いていただいて構わないのですが、いわゆる最適化活動、交付金の対象となる活動の目標となる7日の日数には入っていない、という事があります。

小泉 和吉 委員

分かりました。

議長 以前はパトロールだけでなく、総会とか研修とかも書いた時期がありましたが、事務局の説明のように、最適化活動に力を入れているのが現状だと思いますので、よろしく願いいたします。

他になにかございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。

「報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。

97 ページからをご覧ください。第 4 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号 1 番から 7 番は、賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 654 m<sup>2</sup>。番号 2 番は、合計面積 1,701 m<sup>2</sup>。番号 3 番は、合計面積 5,996 m<sup>2</sup>。番号 4 番は、合計面積 7,999 m<sup>2</sup>。番号 5 番は、合計面積 14,845 m<sup>2</sup>。番号 6 番は、合計面積 6,572.12 m<sup>2</sup>。番号 7 番は、合計面積 12,820 m<sup>2</sup>。

これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

以上報告いたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、「報告第 2 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

次 長 はい、それでは私の方から (3) 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

109 ページをご覧ください。表紙を 1 枚めくっていただき、「令和 3 年度の目標及び

その達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況（令和4年3月31日現在）」「1 農業の概要」ですが、耕地面積、経営耕地面積は農林業センサスなどの統計数字ですので、変更になったところをご説明いたします。

遊休農地面積が計0.37ha、農地台帳面積は計5,754.54haとなっています。

その下の表の農家数、農業者数は農林業センサスの数値で、変更ありません。認定農業者の経営数は393、うち基本構想水準到達者が20人、認定新規就農者は6人、農業参入法人は1でした。

次に「2 農業委員会の現在の体制」は、最下段のとおりとなっております。

めくって110ページ、「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の、「1 現状及び課題」ですが、管内の農地面積5,100haに対してこれまでの集積面積が2,774.42ha、集積率54.4%となっております。「2 令和3年度の目標及び実績」は、集積目標①が2,769haに対して、集積実績②が2,774.42ha、うち新規実績が163.42ha、達成状況が100.20%となりました。

「3 目標の達成に向けた活動」「4 目標及び活動に対する評価」は記載のとおりとなっております。

次の111ページ、「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の、「1 現状及び課題」は記載のとおりで、「2 令和3年度の目標及び実績」ですが、令和3年度は新規参入がございました。

「3 目標の達成に向けた活動」「4 目標及び活動に対する評価」はお読み取りください。

めくって、112ページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」の、「1 現状及び課題」「2 令和3年度の目標及び実績」ですが、令和3年度は全て遊休農地が解消されたため、解消目標面積①、解消実績面積②はありませんでした。

「3 2の目標の達成に向けた活動」ですが、農地の利用状況調査については、農業委員・推進委員全員（47人）で8月3日に市内一斉の調査を実施し、12月までに調査結果を取りまとめました。

農地の利用意向調査を11月に実施し、そのうち、農地法第32条第1項第1号に該当するものが37筆3.09ha、農地法第32条第1項第2号及び第33条に該当するものはなく、12月までに調査結果を取りまとめました。

利用意向調査により33筆2.72haの遊休農地が解消されましたが、4筆0.37haの遊休農地が令和4年度に繰り越されることになりました。

次に113ページの「Ⅴ 違反転用への対応」ですが、違反転用がございましたので、省略させていただきます。

めくって114ページ、「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」の「1 農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数が39件で、全てが許可となっております。内容についてはお読み取りください。

「2 農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数が55件となっております。内容は省略させていただきます。

次の115ページ、「3 農地所有適格法人からの報告への対応」「管内の農地所有適格法人数」は13法人で、すべての法人から報告書が提出されております。

「4 情報の提供等」、賃借料情報の調査・提供として、調査対象賃貸借件数が511件で、例年2月にチラシを全農家等に配布しております。

農地の権利移動等の状況把握として、実施状況は調査対象権利移動等件数が749件で、令和4年4月にとりまとめまして、随時、情報提供をしています。

農地台帳の整備については、整備対象農地面積が5,754.54haで、随時データ更新を行い公表しております。

めくって次の116ページ、「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は0件なので、省略いたします。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」の、「1 総会等の議事録の公表」と「3 活動計画の点検・評価の公表」については、市のホームページで公表しております。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、みなさまからのご協力により、昨年8月に市長へ下記内容の意見書を提出し、回答をいただき、農業委員会だよりで農家のみなさんにお知らせしました。

以上の内容で市ホームページを使って公表を行い、国に報告することになりますので、よろしく願います。説明は以上になります。

議 長           これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたら願います。

～～質疑応答なし～～

議 長           無ければ、報告事項を終了いたします。  
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。  
これをもちまして、令和4年第5回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分 閉会)